(仮称) 平塚市新学校給食共同調理場整備・運営事業に係る PFI導入可能性調査 報告書(概要版)

2020年10月13日

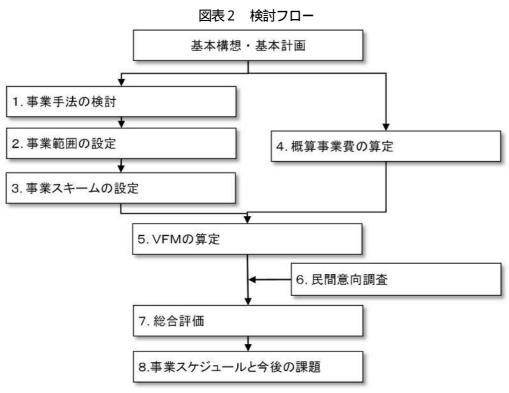
PFI導入可能性調査は、「平塚市学校給食基本構想・基本計画(素案)」の検討結果を受け、新たな共同調理場(以下「新共同調理場」という。)の設計・建設から維持管理・運営(以下「整備等」という。)までを含めた総事業コストの縮減と公共サービスの一層の向上を図るため、PPP(Public Private Partnership)/PFI(Private Finance Initiative)等の民間活力を活用した事業手法(以下「PPP手法」という。)の導入の可能性を調査し、新共同調理場の整備等に最適な事業手法を見出すことを目的として実施した。

「平塚市学校給食基本構想・基本計画 (素案)」で整理された条件のうち、PFI導入可能性調査に関連する主なものは次のとおりである。

区分	条件
敷地面積	16,170 m ²
新共同調理場の調理能力	約15,000食/日
新共同調理場の延床面積	8,200 m程度
対象校数	36 校 (小学校 21 校、中学校 15 校)
献立数	5献立(小学校3献立、中学校2献立)
炊飯設備	あり
概算事業費 (施設整備費)	56 億円程度(税抜)
供給開始時期	令和6年度中

図表 1 新共同調理場の主な整備条件

PFI導入可能性調査の検討フローは次のとおりである。



1

1. 事業手法の検討

共同調理場の整備等事業においては近年、PFIを始めとしたPPP手法を導入し、財政負担の軽減と公 共サービスの向上を実現している事例が見受けられる。

そこで、PFIを始めとしたPPP手法を抽出し、その中から、新共同調理場の整備等の手法として導入可能性のある手法を選定した。

1.1. PPP手法の抽出

新共同調理場の整備等に適用可能性のあるPPP手法を抽出した。

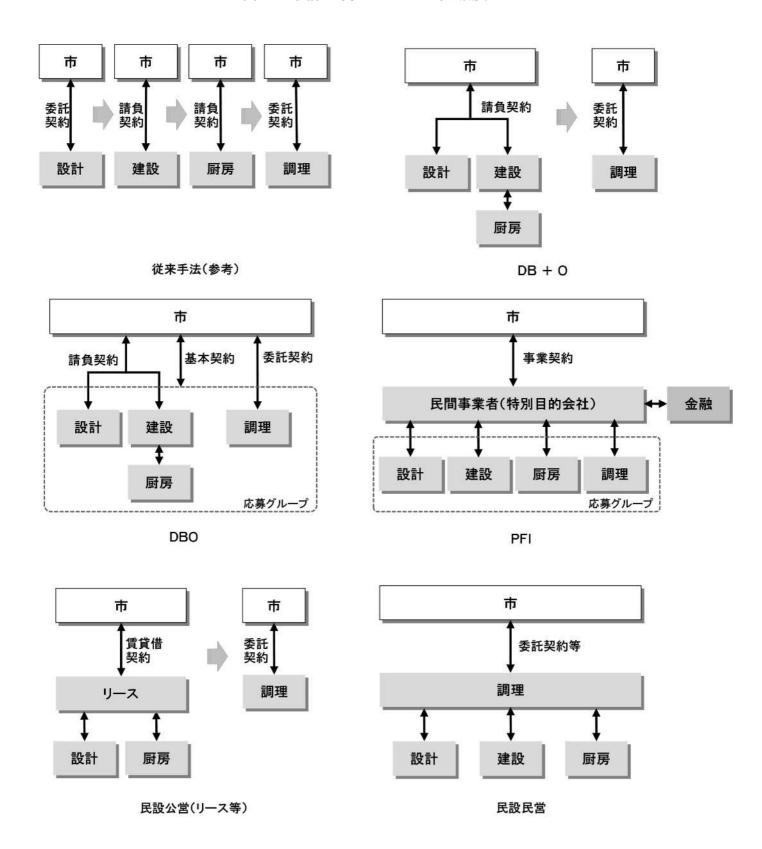
抽出にあたっては、既存の東部・北部調理場における給食調理や配送等は現在、民間委託により実施されていることから、新共同調理場においても民間に委ねることを前提とする。また、近年の先行事例も参考に、新共同調理場の設計・建設と調理配送等を一体的に民間へ委ねる手法を対象とした。

なお、「平塚市PPP/PFI優先的検討ガイドライン」に記載されている手法のうち、コンセッション方式やPark-PFIなど、導入可能性が明らかにないものについては、対象外とした。

図表3 検討の対象とするPPP手法

				市と事業者の役割分担			
区分	概要	設計 建設	維持 管理	調理 配送等	資金 調達	施設 所有	主な導入例
従来手法 【参考】	市が初期投資費用 (建設費用)の資金調達を行い、共同調理場の設計建設、調理配送等は、個別に民間へ発注する	市市市市市市(香港)(香港)		ī			
D B + O	市が初期投資費用の資金調達を行い、事業者が共同調理場の設計建設を行い、維持管理と調理配送等は、別途民間委託を行う	市 (委託等)			កី	<u>5</u>	岡崎市、あま 市
DBO	市が初期投資費用の資金調達を行い、事業者が共同調理場の設計建設、維持管理、調理等を一括して行う		民間		ក	5	姫路市、横須 賀市
PFI	PFI法に基づき、共同調理場の設計建設、維持管理、調理等を一括して、民間の資金、技術的能力等を活用して行う		民	間		市 / 民間	大津市、厚木 市、川崎市
民設公営(リース等)	事業者が共同調理場の設計建設を行い、事業者が所有する共同調理場を市が賃借し、 調理等を別途民間委託により行う	民間		待)		間	秦野市、足利市
民設民営	事業者が共同調理場の設計建設を行い、事業者が共同調理場を所有し、自ら調理等を 行う			民間			相模原市

図表4 検討の対象とするPPP手法概要



1.2. PPP手法の選定

新共同調理場の整備等に適用可能性のあるPPP手法を選定した。

(1) 評価指標の設定

PPP手法の選定にあたっては、安全・安心な給食提供と、持続可能で効率的な給食運営の実現の 観点から、評価の指標として、次の3つを設定した。

【指標1】調理の効率化等を追求した施設計画や厨房機器の選定

新共同調理場の厨房機器や調理設備の選定、調理動線の計画等は、安全・安心な給食提供や給 食調理の効率化に大きく影響する。

厨房機器や給食調理の企業が新共同調理場の設計段階から関与し、安全・安心な給食提供や給 食調理の効率化に資する民間の創意工夫を最大限に引き出すことが可能なPPP手法を選定する。

【指標2】学校給食に係る施策の柔軟な反映

学校給食は、児童・生徒の健康増進のみならず、食に関する指導を効果的に進めるための教材としても活用されるなど、学校給食の実施は、義務教育諸学校設置者の任務と規定されている。 そのため、献立作成や食材調達のみならず、衛生管理やアレルギー対応等の面においては、市が従来どおり関与し、学校給食に係る施策を柔軟に反映することが可能なPPP手法を選定する。

【指標3】交付金の活用

新共同調理場の整備費は56億円程度(税抜き)にのぼる。整備の財源として、7億円程度の交付金の適用が見込まれる。市の財政負担の軽減の観点から、交付金の適用が見込まれるPPP手法を選定する。

(2) 選定結果

3つの指標を用いて、新共同調理場の整備等の手法として適用可能性のあるPPP手法の評価を行い、適用可能性のあるPPP手法として、DBOとPFIの2つの手法を選定した。 以降の検討は、この2手法を対象に実施する。

 区分
 評価

 指標 1
 指標 2
 指標 3

 DB + O
 ×

 DBO
 V

 PF I
 V

 民設公営
 X

 民設民営
 X

図表 5 PPP手法の評価・選定結果

【評価の概要】

ア 指標1による評価

DB+Oは、新共同調理場の設計段階では、厨房機器や給食調理の企業は関与をしない。民間の創意工夫を最大限に活用した施設整備の効果を期待することができないことから、指標1に基づき、適用可能性は低いと評価した。

イ 指標2による評価

民設民営は、民間が所有運営する調理場において、市が作成した献立に基づき、給食の調理を行う。他の手法と比較すると、衛生管理やアレルギー対応等の面における市の関与が限定的となり、学校給食に係る施策を柔軟に反映することが困難になることが懸念されることから、適用可能性は低いと評価した。

ウ 指標3による評価

交付金の適用条件の一つとして、新共同調理場の所有権は市が有することがあげられる。民 設公営と民設民営は、供用開始後の新共同調理場の所有権を事業者が有する手法であり、交付 金を適用することができないことから、適用可能性は低いと評価した。

1.3. PPP手法の導入により期待できる主な効果とその発現要因

DBOとPFIの先行事例において期待できる効果とその発現要因を把握し、新共同調理場の整備等を対象とした場合の検討の参考とする。

(1) 期待できる効果

選定したDBOとPFIの先行事例においては、民間の創意工夫を活かした次のような効果が発現している。

安全な給食の調理に係る関連法令等を遵守したうえで、財政負担の軽減、調理の効率性を追求した施設計画、食育の充実、おいしい給食の提供、アレルギー対応、省エネルギーの実現など、多くの効果が発現している。

新共同調理場の整備等においても、これらの効果を引き出すことを目指す。

【先行事例】

財政負担の軽減

・共同調理場のPFIの先行事例では、2.3~20.4%(図表 18 参照)の財政負担の軽減効果が発現している。

調理の効率性を追求した施設計画

- ・安全かつ安定的な運用に向け、調理動線、職員・来訪者動線、見学者動線等に配慮し、各室を機能 的に配置する。
- ・食材の移動がスムーズに行えるような余裕を持ったスペースを確保したゾーニングを行う。

充実した食育支援施設の整備

- ・調理エリアが見わたせる回遊型見学通路を設置し、調理の出来る過程に沿う形で、下処理室、各調理室、コンテナ室、洗浄室が見学できる回遊型動線を設ける。
- ・使用している調理機器を近くで体感できるよう、回転釜やスパテラなどを、見学通路に設置する。
- ・研修室と展示コーナーには大型ディスプレイを設け、直接目視できない和え物室に設けたカメラからの映像を映し出し、カメラは見学者の手でズーム・首振りが可能な仕様とし興味をわかせる。

多様な食育支援

- ・季節に合わせた献立やバイキング給食、セレクト給食、リクエスト給食、プラス 1 品献立など、バラエティあふれる献立を提案する。
- ・子ども達がゲーム感覚で食べ残しを抑制できるよう、食べ残しオリンピックや星形にんじん給食な どのイベントを定期的に開催する。

おいしい給食の提供の工夫

・給食調理に「五感 (見る・聞く・触る・味わう・嗅ぐ)」の概念を取り入れ、料理の味付けや素材を活かした食材の切り方や加熱、炒め順など、よりおいしく調理するための工夫をする。

・残滓の計量、給食に係るアンケートの実施、各学校との意見交換等により、喫食率を改善するための献立を提案する。

アレルギー対応

- ・食材の検収から配缶までを独立させたアレルギー調理の専用ラインを設ける。
- ・アレルギー対応に要するスペースを広く確保し安全面・衛生面に十分に配慮する。

省エネルギーの実現

・高効率機器・省エネ設備の採用や保守管理の工夫等により、光熱水費の削減を図る。

PFI先行事例の審査講評からの抜粋

(2) 効果が発現している要因

DBOとPFIの先行事例において、多くの効果が発現している要因は、民間の創意工夫を最大限に引き出すための発注形態等が採用されていることにある。

採用されている主な発注形態等を整理すると次のとおりである。

新共同調理場の整備等においても、同様の発注形態等を採用し、民間の創意工夫を引き出す方針で 以降の検討を行う。

図表6 DBOとPFIの先行事例における効果の主な発現要因

No	項目	内容	備考 (該当箇所)
1	一括発注	設計・建設・維持管理・運営等の業務を一 括して発注する	2. 事業範囲の設定
2	性能発注	性能を満たしていれば細かな手法は問わない	3.5.発注方式
3	官民の適切なリスク 分担	従来は市が負担していたリスクのうち、 民間のリスク管理能力が生かせる 部分は民間へ移転する	3.6.官民のリスク分担
4	モニタリング	事業者が提供する業務の水準が性能を達成していないときは、事業者へ支払う対価の減額や契約の解除等を行う	3.7.モニタリング

2. 事業範囲の設定

新共同調理場の整備等にあたり必要となる業務のうち、DBO及びPFIの導入対象とする範囲について、次のとおり整理を行った。

新共同調理場の整備等は、可能な限り包括して民間に委ねることで、民間の創意工夫を引き出すことを基本とするが、法的な制約や業務の効率的な遂行等の観点から、市が実施すべき業務についてはPPP手法の導入対象外とし、市が別途実施する。

図表7 民活手法の導入範囲(案)

类较中容		囚伐 / 飞/0丁/00/等八轮四(朱)		PPPの導入	
	業務内容	概要 ・備 考	対象	対象外	
	事前調査	新共同調理場の整備に必要な敷地測量、地質調査など			
	設計	新共同調理場の設計 (基本設計、実施設計)			
	工事監理	新共同調理場の建設に係る工事監理			
	建設	新共同調理場の建設			
施設整備	敷地造成	浸水対策としての事業用地の敷地造成	1		
整	各種許認可申請等	新共同調理場の整備に必要な各種許認可申請			
I/HI	既存施設の解体・撤去	既存の自転車保管場の構造物等の解体・撤去		2	
	配送対象校の整備	配送校の施設整備 (受入室、配膳室、昇降設備等の整備)		3	
	調理設備の調達・設置	回転釜等の調理設備機器の調達・設置			
	調理備品、什器等の調達・設置	調理に必要な食器、食缶、備品等の調達・設置			
開業準	基備	機器設備の試運転、調理・配送・回収等のリハーサルなど			
	建築物の保守管理	新共同調理場の保守点検、清掃、修繕、警備			
維持	調理設備・備品の保守管理	調理設備・備品の保守点検、清掃、修繕			
維持管理	外構の保守管理	外構の保守点検、清掃、修繕、警備			
垤	光熱水費の管理と支払い	電気、ガス、上下水道等の使用量の管理と支払い	4		
	献立作成	給食の献立作成		5	
	食材調達	献立に合わせた食材の調達		5	
	食材検収・保管	調達した食材の検収・保管		5	
	給食費の徴収管理	児童・生徒が毎月支払う給食費の徴収管理		5	
	食数調整	児童・生徒数に合わせた調理食数の調整		5	
	検食・保存食の管理	給食の検食と保存食の管理		5	
\T	保存食の採取・保存	保存食の採取・保存			
運営	調理	給食調理、配缶等			
	配送校における配膳	配送校における給食の配膳・下膳	6		
	配送・回収	配送校への配送、残飯及び食器等の回収			
	食器・食缶の洗浄・消毒	食器・食缶の洗浄・消毒			
	衛生検査	施設、設備等の衛生検査			
	検収補助	市が実施する食材検収の補助			
	食育支援	食育に関する情報提供等			
	職員教育研修	調理職員の教育、研修			

1 敷地造成

事業用地は、市の洪水八ザードマップにおいて相模川水系氾濫時の浸水想定区域となっていることから、浸水時においても新共同調理場に設置した厨房機器等の浸水を避けることを目的として、盛土により地盤高を上げることを想定している。

事業用地の造成の範囲や方法は、新共同調理場の配置や断面等の計画とも関連することから、新共同 調理場の設計、工事を民間へ一体的に委ねることにより、造成費や新共同調理場の整備費の削減等に係 る民間の技術提案が期待できる。

一方、導入範囲に含めず、市が自ら実施する場合は、敷地造成後の地盤面の沈下等が生じた場合の補修等に係る官民のリスク分担が不明瞭になることや、敷地造成に係る設計や工事に係る事務手続きに時間を要し、目標としている令和6年度の供用開始に影響を及ぼす懸念がある。

以上のことを総合的に勘案し、計画地の敷地造成については、PPP手法の導入範囲とし、新共同調理場の設計、工事とともに、民間へ一体的に委ねる方針とする。

なお、PPP手法の導入範囲とする場合は、河川保全区域内での造成等に係る制約を市が事前に整理し、事業者を公募する際の資料へ反映するとともに、必要となる許認可申請等に係る手続きや期間を整理しておく必要がある。

2 既存施設の解体・撤去

現田村自転車等保管場の解体撤去については、所管課による用途廃止の手続きと併せて市が新共同調理場の建設着工までに別途実施することで、事業の円滑な推進を図ることとする。

3 配送対象校の整備

中学校における受入室、配膳室、昇降設備等の整備にあたっては、整備の位置や方法、施工方法等について、対象校との調整が適宜発生し、柔軟な対応が都度要求されることが想定される。

そのため、新共同調理場の整備運営等とともに一括長期契約とする民活手法の対象とはせず、整備に係る設計・建設は従来どおり市の発注とし、市が適宜関与をして、対象校と調整を図りつつ、柔軟に進めることとする。

4 光熱水費の管理と支払い

新共同調理場の規模は 15,000 食 / 日程度と大規模であり、調理に要する光熱水費も多額にのぼることから、その削減が望まれる。

そのため、光熱水費の管理と支払いは事業者へ委ねることで、光熱水費の削減に資する省エネルギー型の設備の導入や、給食調理時の光熱水の使用量抑制に向けた事業者の動機付けとし、光熱水費の削減につなげることとする。

5 献立作成等

文部科学省の通達において民間委託の対象としないこととされている献立作成など次の業務については、PPP手法の導入対象とはせず、従来どおり市が対応する。

・献立作成

献立作成は、「学校給食業務の運営の合理化について」(昭和60年1月21日、文体給第57号)において、民間委託の対象にしないこととされている。

・食材調達、食材検収・保管

学校給食用物資の選定、購入、検収及び保管への参画は、「学校栄養職員の職務内容について」(昭和61年3月13日、文体給第88号)において、学校又は共同調理場に配置されている学校栄養職員の主たる職務内容とされている。

・給食費の徴収管理

保護者からの学校給食費の徴収・管理業務は、他の公金と同様に取り扱うことによる保護者の利便性の向上・学校との連携による業務の効率化等の観点から、市自らの業務として行う。

・食数調整

新共同調理場で調理を行う給食の食数は、配食対象校との日々の調整が必要であり、市が実施した

ほうが合理的と考えられる。

・検食・保存食の管理

検食の実施及び検査用保存食の管理は、「学校栄養職員の職務内容について(昭和61年3月13日、 文体給第88号)において、学校又は共同調理場に配置されている学校栄養職員の主たる職務内容と されている。

6 配送校における配膳

配送校における配膳の時間帯や配置人員等は、新共同調理場からの給食の配送や回収計画と密接に関連することから、配膳は、共同調理場での調理や配送等と一体的に民間に委ねることで、業務の効率化に関する創意工夫が期待できる。

また、市が対象校毎に配膳業務に係る人員を新たに配置することも困難であることから、配膳・下膳についてはPPP手法の導入範囲とし、新共同調理場での調理や配送等と一体的に民間に委ねることとする。

なお、事業者の募集選定にあたっては、市が別途実施する整備の内容や配膳・下膳の方法等を事前に 整理し、人員配置計画や事業費積算の条件として、事業者へ事前に示す必要がある。

3. 事業スキームの設定

DBO又はPFIを導入する場合における事業スキームとして、事業類型、事業方式、対価の支払い形態、 事業期間、発注方式、官民のリスク分担及びモニタリングを整理した。

3.1. 事業類型

PFIを採用する場合、対価の支払形態の観点から、事業類型は次の3つに区分できる。 新共同調理場の場合、施設利用者からの料金収入はないことから、「サービス購入型」となる。

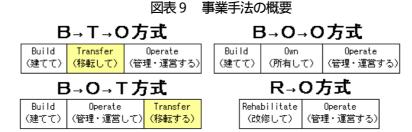
概要 事業形態 サービス購入型 事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。 地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型。 地方公共 民間事業者 利用者 料金支払 サービス提供 団体 ジョイント 事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。 ベンチャー型 施設利用者からの料金収入及び地方公共団体からのサービス対価により資金を回収 (混合型) する事業類型。 料金支払 地方公共 利用者 民間事業者 料金支払 団体 サービス提供 独立採算型 事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、 施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型。 許可申請 料金支払 地方公共 利用者 民間事業者 団体 事業許可等 サービス提供

図表8 事業形態の概要

3.2. 事業方式

PFIを採用する場合、新共同調理場の所有形態の違いにより、事業方式は、BTO、BOT、BOO、RO方式等に区分される。

共同調理場のPFI先行案件では、48件のうち43件でBTOが採用されている。(出典:PPP/PFI 事例集<事業編>、内閣府、P131)



出典 「地方公共団体における PFI事業導入の手引き、内閣府民間資金等活用事業推進室」

事業者が施設の所有権を有するBOT方式やBOO方式の場合、事業者による施設の改修等の裁量が高く、運営の自由度が向上するなどのメリットがあるといわれている。

しかしながら、新共同調理場は、事業者が市の作成する献立に基づき、小中学校の児童生徒を対象とした給食の調理を市から支払われる対価をもとに行う施設であり、事業者の裁量によって運営の自由度が向上し、事業の収支の大きな向上が期待できる施設とはいえない。

そのため、新共同調理場では、次の(1)から(3)を考慮すると、事業者が施設の所有権を有するBOT方式やBOO方式をあえて採用するメリットは低いと考え、多くの先行案件で採用されているBTO方式が優位と評価する。(以降の「PFI」の表記はPFI(BTO方式)を意味する。)

なお、既存施設の改修が対象となるRO方式は検討の対象外とした。

(1) 交付金の適用

維持管理運営期間中の新共同調理場の所有権を事業者が有するBOTやBOO方式を導入した場合、7億円程度と想定される交付金の適用の可否や時期が不確定である。

これに対し、新共同調理場の所有権を市が有するBTO方式の場合は、従来手法の場合と同様に、交付金の適用が可能である。

(2) 租税の負担

BOTやBOO方式を導入する場合、維持管理運営期間中の新共同調理場の所有権を事業者が有することから、事業者に不動産取得税や固定資産税の公租公課が発生する。当該負担額は、事業費に上乗せされることから、市の財政負担の増加要因となる。

これに対し、新共同調理場の所有権を市が有するBTO方式の場合は、不動産取得税や固定資産税の公租公課は発生しない。

(3) 学校給食の継続

BOTやBOO方式を導入する場合、新共同調理場の所有権を有する事業者が事業期間途中に倒産した場合の学校給食の継続に懸念が残る。

これに対し、新共同調理場の所有権を市が有するBTO方式の場合は、事業者の入れ替えによって学校給食の継続が可能である。

3.3. 対価の支払い形態

事業者への対価の支払い形態は、施設整備費と維持管理運営費の別に設定する。

(1) 施設整備費

DBOは従来手法と同様の支払い形態となり、PFIは、施設整備費の一部に民間資金を活用する支払い形態とする。

ア DBO

設計費や建設工事費等の施設整備費は、従来と同様、交付金、地方債及び一般財源を組み合わせ、複数年にわたる施設整備期間の各年度の出来高に応じて、事業者へ支払う。

交付金と地方債が適用されない費用については、一般財源を充当して支払う。

イ PFI

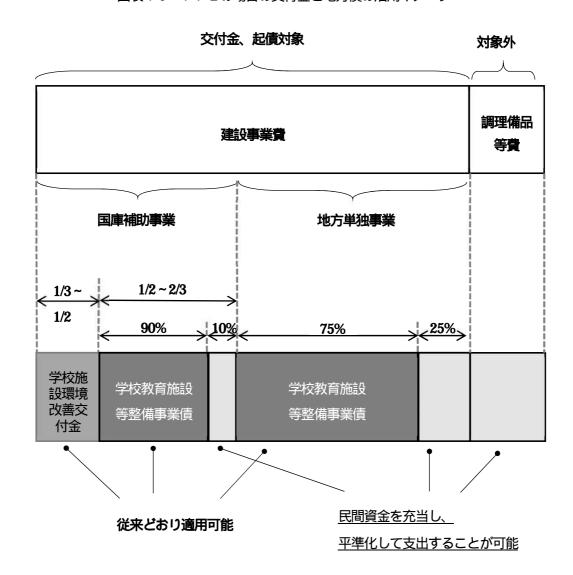
PFIの場合も、従来手法で実施する場合と同様に、交付金と地方債の適用が可能である。

施設整備費の支払いは、施設整備期間の各年度ではなく、事業者による新共同調理場の設計・建設等の完成後、市への引渡しが終了した後に一括して行う。

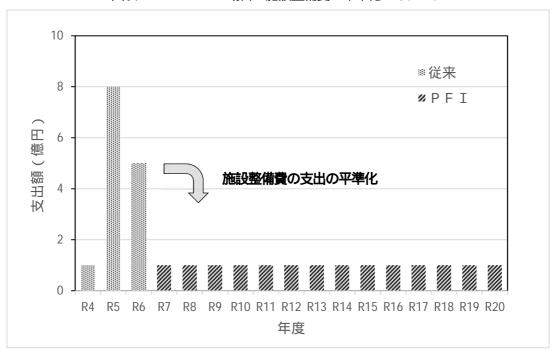
一括して支払う額は、交付金と地方債が適用できる範囲とする。

残りの部分、つまり、従来手法とDBOの場合に、一般財源を充当して支出する範囲については、 民間資金を活用し、事業期間にわたり平準化して支出する形態とする。

図表10 PFIの場合の交付金と地方債の活用イメージ



図表11 PFIの場合の施設整備費の平準化のイメージ



(2) 維持管理運営費

DBO、PFIともに、給食調理等の維持管理運営費は、四半期に1回程度の頻度で、契約にてあらかじめ定めた額を支払う。

なお、支払う対価については、事業者が実際に提供した給食の食数等に応じて、毎回変動した額を支払う形態を想定する。

3.4. 事業期間

DBO又はPFIを採用する場合の事業期間 (維持管理運営期間)は、次の (1) から (3) の3つの観点を総合的に勘案し、15年程度に設定する。

(1) 大規模修繕の回避

建築、設備の大規模修繕については、事業者が、事業期間中に発生する内容や費用を高い精度で見積もることは困難である。そのため、事業者はリスクを考慮した金額設定にする必要があり、事業費が増加する可能性があるため、事業範囲に含めないことが望ましい。

事業者の工夫を活かすのであれば、事業期間が長期であるほうが望ましいが、事業期間を長期にした場合、不確定要素を含めた修繕リスクを市が負担することになることから、事業期間は、設備等の大規模修繕が発生する15年から20年より短く設定することが望ましい。

(2) 民間事業者の資金調達 (金利の固定化等)

PFIで民間資金を活用する場合、民間資金の金利の固定可能期間は、一般的に15年が限度といわれている。PFIの先行事例では、15年を超える場合は、事業期間の途中で金利の見直しを行うこととしており、見直し後の金利変動リスクを事業者が負担することは困難といわれている。

借入期間が長期になるほど、市の金利負担が増加することも勘案し、金利が固定可能といわれている 15 年程度とすることが望ましい。

(3) 市の財政負担の軽減

PFIで民間資金を活用し、施設整備費相当額を事業期間にわたり平準化して支払う場合、市の財政負担軽減の観点から、事業期間は長いほうが望ましい。

3.5. 発注方式

多数の先行事例においては、DBO及びPFIとともに、共同調理場の整備等の条件として、従来のように細かな仕様を定めるのではなく、発注者が求める性能を満たしていれば細かな仕様は問わない性能発注方式を採用し、民間の創意工夫を引き出している。

新共同調理場の整備等においても同様に、性能発注方式を採用し、民間の創意工夫を引き出す方針 とする。

【性能の規定方法の例】

- ・ 1日当たり最大 15,000 食の調理が、安全・迅速・確実に行える施設・設備を導入する。
- 供給食数、献立等に応じた作業空間と機能性があり、仕事の流れに応じて作業が適切に行えるように整備する。
- ・ 汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分し、作業動線の交差による相互汚染防止に十分配慮 する。
- LCC(ライフサイクルコスト) LCCO2(ライフサイクル二酸化炭素)の縮減に十分配慮する。
- ・ 給食エリアの諸室は、提供給食数に応じて食材の搬入、調理及び調理済食品の貯蔵のための設備、 装置及び機械器具が適切に配置できる計画とする。
- ・ 未加熱食材と加熱食材が交差しない構造とし、調理後2時間以内に喫食できる作業能力を有する機器とする。

参考:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業、要求水準書、平成27年2月25日(平成27年5月12日修正版)川崎市 からの抜粋

3.6. 官民のリスク分担

DBO又はPFIを導入し、新共同調理場の整備等を実施する際に想定されるリスクについては、事業の安定的継続の観点から、市と民間事業者で適切に分担する必要がある。

そこで、新共同調理場の整備等にあたり想定されるリスクのうち、特に留意すべきリスク分担の考え方について整理を行った。

リスク分担の詳細については、他に想定されるリスクとともに、事業者の募集・選定時までに検討を行い、リスク分担表や、市と事業者が締結する契約書等へ反映する。

(1) 従来どおり市負担となる主なリスク

次のリスクについては、事業者による影響度合いの事前の想定や、適切なリスク対応は困難である。事業者負担とした場合、リスク対応の予備費が事業費に上乗せされ、事業費が増大するとともに、事業者の事業参入意欲の低減につながる懸念があることから、従来どおり市による負担を基本とする。

ア 用地の瑕疵リスク

事業用地において土壌汚染や地中埋設物など事業用地に瑕疵に係るリスクが発見され、それらの 除染や撤去等の対策費等が必要となった場合は市負担とする。

イ 学校給食に係る法令等変更リスク

学校給食に直接関連する法令等の変更に伴い、施設の改修や調理方法の変更等が必要となり、施設の整備費、維持管理費、給食調理費等が増加する場合は市負担とする。

ウ 食数増加リスク

将来提供する食数が当初の想定数から大幅に増加し、給食調理等に係る人件費が大幅に増額となる場合の追加費用等は市負担とする。

なお、食数が大幅に減少した場合は、事業者へ支払う対価を減額する。

(2) 市と事業者で分担する主なリスク

次のリスクについては、発生した事由や損害等の割合に応じて、市と事業者の双方が負担したほうが合理的であることから、市と事業者で分担することを基本とする。

ア 物価変動リスク

新共同調理場の建設費や、供用開始後の維持管理運営費が物価変動に伴い、当初想定していた費用が一定額以上増減した場合、当該費用の一定額までは事業者負担、当該一定額を超えた額については市負担とすることで、一般的に事業者による負担が可能な範囲までは事業者負担とする。

イ 不可抗力リスク

暴風、竜巻、豪雨など、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ない天 災等により、施設損傷の補修費等が必要になる場合は、当該費用の一定額に至るまでは事業者負担、 当該一定額を超えた額については市負担とする。一定額に至るまでは事業者負担とすることで、民 間事業者に対し、不可抗力発生時の施設損傷等の被害を抑制する動機づけとする。

(3) 民間負担となる主なリスク

次のリスクについては、DBO及びPFIについては事業者による負担を基本とする。

ア 修繕リスク

DBO及びPFIの事業期間において、空調等の建築設備や、揚げ物機、焼き物機、洗浄消毒機等の調理設備等に不具合が生じ、修繕費が増加した場合、当該増加費用は原則として事業者負担とする。

イ 光熱水費リスク

DBO及びPFIの事業期間において、建築設備や調理設備の不具合や、事業者による給食調理・施設管理の不手際に伴い、光熱水の使用量が増加した場合、追加で必要となる光熱水費は原則として事業者負担とする。

3.7. モニタリング

事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認するためモニタリングを実施する。

共同調理場の整備等に係るPFIの先行案件では、次のように、市が策定した献立や事前に規定した 喫食開始時刻等を指標として、民間事業者が提供したサービスを計測している。

新共同調理場の整備等においてもこれらの先行事例と同様に、「献立通りの給食の提供の有無」「指定した時刻までの給食の配送の有無」「給食への異物混入の有無」等を指標として、事業者が実施する事業成果の計測と客観的な評価を想定する。

事業の実施にあたっては、具体的な評価の指標、頻度等とともに、指標の未達時には、市が事業者へ支払う対価を減額する等のペナルティを課すモニタリングの仕組みを契約書等へ規定することで、事業者に対し、安全・安心な給食提供の継続等を促す動機付けとする方法が多くの先行案件で採用されている。

図表12 PFI事業におけるモニタリング項目の主な例

区分	事象の例
給食を一部提供できない	配缶間違い等により , 市が作成した献立どおりの内容や量を児童生徒が喫食できなかった
指定時間内に給食を配 送できない	指定時間は超過したが、児童生徒が給食開始予定時刻から 20 分 以内に喫食することはできた
	給食開始時刻から 20 分を超えても配送されず、児童生徒が喫食 できなかった
重大な問題が発生した	異物混入等により疾病者が発生した
場合	異物混入等により死者が発生した
	食中毒が発生した

4. 概算事業費の算定

新共同調理場の平面プラン (モデルプラン)をもとに、施設整備費、開業準備費及び維持管理・運営費の 別に、民間企業からの見積り等の方法で算定した。

概算事業費の算定結果は次のとおり、合計で214億円程度(税込み)となる。

図表13 概算事業費

図衣 I 3				
項目				
	税抜き	税込み		
施設整備費	5,624	6,186		
事前調査費	17	19		
設計費	73	80		
工事監理費	22	24		
建物工事費	4,348	4,782		
敷地造成費	198	218		
調理設備等費	815	897		
調理備品・食器食缶等費	141	155		
家具・備品等費	10	11		
開業準備費	60	66		
維持管理・運営費	13,775	15,152		
調理・洗浄業務費	5,202	5,722		
配送・回収業務費	2,807	3,088		
配膳業務費	2,642	2,906		
光熱水費	1,956	2,152		
維持管理等費	479	526		
建物修繕費	306	337		
調理設備修繕・更新費	173	191		
調理備品・食器・食缶更新費	210	231		
合計	19,459	21,405		

注)維持管理・運営費は14年7か月分の合計

各費用の概要と算定方法は次のとおりである。

図表14 施設整備費の内容と算定方法

項目	算定方法
事前調査費	・事前調査(測量、土地履歴調査、地質調査等)に要する費用
于印则且其	・「国土交通省令和3年度新営予算単価」により算定
設計費	・新共同調理場の設計に要する費用
(基本設計、実施設計)	・「国土交通省告示第98号」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」に基づき算定
 丁東欧珊弗	・新共同調理場の工事監理に要する費用
工事監理費	・「国土交通省告示第98号」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」に基づき算定
	・新共同調理場の工事に要する費用
建物工事費	・先行事例の施設整備費に近年の建物工事費の動向を考慮して設定した単価に施設
	規模を乗じて算定
一种	・浸水対策としての敷地造成費
敷地造成費	・「国税庁令和2年分財産評価基準書」より算定
10700 B (#4.550 H)	・新共同調理場の調理設備の調達・設置に要する費用
調理設備等費 	・調理設備企業の見積に基づき算定
調理備品・	・新共同調理場の調理備品・食器食缶等の調達・設置に要する費用
食器食缶等費	・調理設備企業の見積に基づき算定
∴ □ #□##	・新共同調理場の家具、備品等の調達・設置に要する費用
家具・備品等費 	・先行事例を参考に算定

図表 1 5 開業準備費の内容と算定方法

	The state of the s
項目	算定方法
開業準備費	・開業前の調理員のトレーニング、運営体制の準備等に要する費用
H 大牛 開員 	・先行事例を参考に算定

図表 1 6 維持管理・運営費の内容と算定方法

項目					
	調理・ 洗浄等業務費	・給食の調理や食器等の洗浄に要する調理員給与、支給品、検査等に係る費用 ・運営企業の見積額に基づき算定			
運営費	配送· 回収業務費	・給食の配送、食器等の回収に要する配送員給与、配送車の燃料等に係る費用 ・配送車両調達費用、維持管理費用に要する費用 ・先行事例及び運営企業の見積に基づき算定			
具	配膳業務費	配送先の各学校で給食の配膳に要する人員の給与、支給品等に係る費用 運営企業の見積に基づき算定			
	光熱水費	・給食の調理、食器等の洗浄、事務活動等に要する光熱水費に係る費用 ・運営企業の見積に基づき算定			
	維持管理等費	・警備、清掃、点検、外構保守管理等に要する費用 ・先行事例を参考に設定した単価に施設規模を乗じて算定			
維持	建物修繕費	・建物の経年劣化に対応する修繕等に要する費用 ・先行事例を参考に、建設費に一定の割合を乗じて算定			
維持管理費	調理設備修繕·更新 費	・調理設備の経年劣化に対応する修繕・更新等に要する費用 ・先行事例を参考に、調理設備等費に一定の割合を乗じて算定			
調理備品・食器・食品・食器・食品・食品・食品・食品・食品・食品・食品・食品・食品・食品・食品・食品・食品・		・調理備品・食器食缶等の経年劣化に対応する更新等に要する費用 ・全ての調理備品等を事業期間中に1回更新するものとし、各事業年度に平準化し て算定			

5. VFM の算定

VFMは、新共同調理場の整備等を従来方式で実施する場合の概算事業費を算定したうえで、従来方式で実施する場合の市の財政負担見込額と、DBO及びPFIで実施する場合の市の財政負担見込額を比較することにより行う。

5.1. V F Mの算定方法

市の財政負担見込額は、「VFM (Value For Money)に関するガイドライン」に基づき、事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値に換算して比較を行う。

設定した主な算定条件は次のとおりである。

図表 1 7 V F M算定の主な前提条件

区分	項目	設定値 注)	根拠・出典
	割引率	0.907%	10年国債年利回りの過去18年間(事 業期間)の平均値
	PPP導入によるコスト削減効果	5.6%	近年のPFI事業のVFMの実績値より 図表18参照
	アドバイザリー業務委託費	28,000 千円	先行事例より 民間事業者の募集・選定等の支援業務
	事業開始後のモニタリング支援委託費 (開業前)	5,000千円/年	先行事例より
共通	事業開始後のモニタリング支援委託費 (開業後)	3,000千円/年	先行事例より 供用開始後3年度間のみ 計上
	交付金(学校施設環境改善交付金)	720,000 千円	従来手法及びDBOと、PFIでは、交付申請時期の違いにより1,500千円程度の差が生じる想定であるが便宜上、同額を計上
	地方債(学校教育施設等整備事業債)	充当率:75%、90% 償還期間:25年 (うち据え置き3年) 償還利率:0.6%	充当率:令和2年総務省告示第129号、 改正令和2年総務省告示第184号より 償還期間、償還利率:市の過去の実績よ り
	特別目的会社(SPC)の設立経費	10,000 千円	先行事例より
	民間資金の組成費 (ファイナンス経費)	10,000 千円	先行事例より
PFI のみ	特別目的会社(SPC)への出資金	20,000 千円	先行事例より
	特別目的会社 (SPC) への出資者の期 待利回り	5.0%	先行事例より
	特別目的会社(SPC)の管理費	5,000 千円/年	先行事例より 会社運営のための諸経費など

注)設定値の金額は税抜き

図表18 近年の学校給食センターPFI事業のVFM(特定事業の選定時)

事業名	V F M (%)
(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業	7.0
(仮称)八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業	5.5
(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業	7.4
(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業	6.8
(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業	7.0
(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業	3.5
(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業 注)	20.4
(仮称)尼崎市立学校給食センター整備運営事業	6.86
長井市学校給食共同調理場整備等事業	2.3
豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)	6.7
新学校給食センター整備事業 千葉県館山市	3.0
平均 注)	5.6

2018 年度以降に特定事業の選定結果を公表した事業

注)(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業は特異値として除いた

5.2. V F Mの算定結果

V F Mの算定結果は次のとおりである。

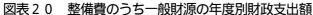
新共同調理場の設計・建設、15年間程度の維持管理・運営費及び金利負担等を合計した市の財政負担見込額は、従来手法の場合は21,047百万円、DBOの場合は19,879百万円、PFIの場合は20,103百万円となりDBOが最も小さくなるが、「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」に基づき、現在価値に換算した後では、DBOは18,160百万円、PFIは18,119百万円とPFIが最も小さくなる。

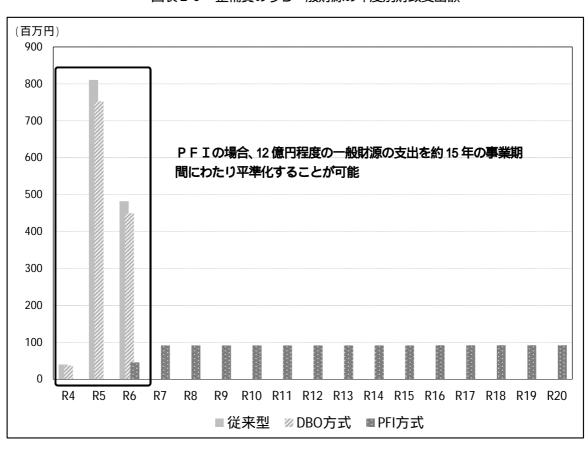
その結果、現在価値換算後の金額を対象に算定することとされているVFMは、DBOが 4.8%、PFIが5.0%となり、DBO、PFIともにVFMが見込まれるとともに、DBOと比較し、PFIのほうがVFMを得られる結果となった。

PFIの場合に、現在価値換算後の値が優位に評価される理由は、従来手法やDBOの場合には、新共同調理場の整備費のうち、交付金と地方債の対象外となる 12 億円程度の費用については、2022 年度(令和4年度)から 2024 年度(令和6年度)の3年度の期間に一般財源を充当して負担する必要があるのに対し、PFIの場合は当該費用に民間資金を充当し、15年程度の維持管理・運営期間にわたり平準化をして支出可能となる効果が評価されるためである。

	区分	従来手法	DBO	PFI
財政負担	現在価値換算前	21,047 百万円	19,879 百万円	20,103 百万円
見込額 (税込み)	現在価値換算後	19,075 百万円	18,160 百万円	18,119 百万円
VFM		·	915 百万円 (4.8%)	956 百万円 (5.0%)

図表19 VFMの算定結果





図表 2 1 財政負担見込額の内訳

(百万円)

区分		項目	従来	DBO	PFI
支出	施設整備費	事前調査	17	16	16
		設計	73	68	68
		工事監理	22	20	20
		建設	4,348	4,104	4,104
		敷地造成費	198	187	187
		調理設備	815	770	770
		調理備品・食器食缶	141	133	133
		家具・備品	10	9	9
		(計)税抜き	5,624	5,307	5,307
	開業準備費		60	57	57
	維持管理運営費	調理・洗浄	5,202	4,910	4,910
		配送・回収業務	2,807	2,650	2,650
		配膳業務	2,642	2,494	2,494
		光熱水費	1,956	1,847	1,847
		維持管理	479	452	452
		建物修繕費	306	289	289
		調理設備修繕・更新費	173	164	164
		調理備品・食器・食缶更新費	210	198	198
		(計)税抜き	13,775	13,004	13,004
	事業者の経費等	特別目的会社の開業関係費	0	0	20
		法人税等	0	0	18
		建中金利等	0	0	19
		利益配当	0	0	23
		特別目的会社の管理費	0	0	73
		民間資金の金利	0	0	51
		(計)税抜き	0	0	204
	(小計) 債務負担行為の 設定額	税抜き	19,459	18,368	18,572
		消費税 (民間資金の金利は非課税)	1,946	1,837	1,852
		税込み	21,405	20,205	20,424
	市必要経費	アドバイザリー委託費	0	31	31
		モニタリング委託費	0	23	23
		(計)税込み	0	54	54
	その他	地方債の元金返済	4,132	3,879	3,879
		地方債の支払金利	363	341	351
		(計)	4,495	4,220	4,230
		(計)税込み	25,900	24,479	24,708
収入	市税収入(特別目的会社が納税する法人市民税)		0	0	5
	学校施設環境改善交付金		720	720	720
	学校教育施設等整備事業債(国庫補助事業分)		946	946	946
	学校教育施設等整備事業債(地方単独事業分)		3,187	2,934	2,934
現在価値換算前 財政負担見込額 現在価値換算後		現在価値換算前	21,047	19,879	20,103
		現在価値換算後	19,075	18,160	18,119
		現在価値換算後(従来手法との比率)	-	4.8%	5.0%

6. 民間意向調査

PPPの導入可能性の評価にあたり、事業スキーム等の妥当性等に関する民間企業の意向を確認することを目的として、PPP事業への参画実績のある建設企業、調理設備企業、調理企業及び金融機関を対象にアンケート調査を実施した。

6.1. 調査対象

調査の対象企業は、建設、調理、調理設備及び金融機関の4業態の計22社を対象に実施した。

6.2. 調査結果

アンケートを配付した22社のうち、19社から回答を得た。 民間企業の主な意見は次のとおりである。

(1) 事業範囲と事業スキーム

光熱水費の管理及び支払いを事業範囲外へ変更を求める意見が複数社からあったが、事業費や事業への参画意欲に大きな影響を及ぼす意見ではなかった。

なお、複数社から意見があった光熱水費の管理及び支払いについては、事業者による光熱水費の適正な見積りが可能となるよう、支払い額の改定規定等の詳細を今後検討する。

(2) 事業スケジュール

事業用地の盛土に伴う開発許可申請等の手続きに相応の期間を要することから、少し余裕を持ったスケジュールを求める意見もあったが、想定しているスケジュールは、妥当との意見が大半であった。 なお、複数社から意見があった許可申請等の手続き期間については、円滑な事業推進が可能となるよう、関係機関等との事前の協議調整等を行う。

(3) 事業手法別の参画意欲

参画意欲があると回答した企業数(複数回答可)は、DBO及びPFIのどちらでも参画意欲ありと答えた企業が9社、DBOであれば参画意欲ありと答えた企業が1社、PFIであれば参画意欲ありと答えた企業が1社、その他(民設民営)であれば参画意欲ありと答えた企業が1社であった。

複数の企業が参画意欲を示しているとともに、DBOとPFIによる参画意欲の違いはなかったことから、DBOとPFIのいずれを適用した場合においても、事業者の参画は期待できると考えられる。

区分	意見	備考			
事業範囲の妥当性	妥当:14社 見直しが必要:4社	土壌汚染調査など用地に係る調査は 市による事前実施を求める意見あり			
事業スキームの妥当性	妥当:12社 見直しが必要:6社	光熱水費の管理及び支払いを事業範 囲外へ変更を求める意見あり			
事業スケジュールの妥当性	妥当:15社 見直しが必要:3社	事業用地の盛土に伴う開発許可申請 等の手続きに相応の期間を要すると の意見あり			
事業手法別の参画意欲 (参画意欲があると回答し た企業数) 複数回答可	DBO又はPFI:9社 DBO:1社 PFI:1社 その他:1社				

図表22 事業手法等の妥当性に関する民間の意見

なお、自由回答で得た次の意見については、事業者の参画意欲や事業スケジュール等へ影響を及ぼすことが想定されることから、対応方法について今後検討を行う。

【今後留意すべき主な意見の抜粋】

事業スケジュール関連

- ・ 単に盛士といっても、水光熱配管や集配水等のインフラ計画、また施工においても一般的には30cmずつ盛っては締固めを必要とするなど簡単なものではないため、予算はもちろんのこと、スケジュールにも余裕を持たせることが必要かと思います。
- ・ 開発許認可申請の扱いによっては、建築設計、着工の考え方が異なると考えます。
- ・ 本事業範囲に、開発工事が含まれる可能性があるため、事業者提案により開発工事内容に変更が 生じる場合は、貴市による開発工事の調整が必要となるものと思料します。

物価変動リスク関連

・ 建設費及び維持管理運営費用の物価変動についても、スライド条項の設定等、取組みやすいリスク分担についての検討をお願いいたします。

光熱水費の管理と支払い関連

・ 水光熱費が事業者側負担になった場合、サービス対価の改訂の指標を「電気」「ガス」「水道」と 細やかに分類して頂けますと、自治体側の財政負担も多少は軽減できるかと考えますのでご配慮 の程、お願い致します。

概算事業費関連

・ 昨今学校給食センターにおけるDBO・PFI案件の公募が多数ある中で、案件によっては、予 定価格が非常に厳しい案件もあります。そのような状況下では、予定価格の妥当性が参入の可否 に影響しますので、ご配慮をお願い致します。

その他

- ・ 学校給食センターのPFI事業の場合、近年では運営企業が代表企業となることが多くありますが、コンソーシアム内での戦略等により運営企業が構成企業で参加する場合も考えられますので、 運営企業が代表企業でなければならないという条件は付けないようにお願い致します。
- ・ 敷地面積に余裕がないため、配送車両の取り回しや待機スペース、調理従事者の通勤車両用駐車場の確保が必要になります。
- ・ 整備候補地が市の北東であるため、市内全域に配送を行う場合、相当の配送車両の台数が必要と なる。

7. 総合評価

以上の検討結果をもとに、新共同調理場の整備等に最適な手法の評価を行った。

7.1. 定量的な評価

市の財政負担見込額は、従来手法で実施する場合と比較して、DBOの場合は4.8%程度(915百万円程度) PFIの場合は5.0%程度(956百万円程度)の財政負担見込額の軽減効果が見込まれる。

VFMは、DBO、PFIのいずれの手法を導入した場合においても見込まれるが、DBOとPFIで 比較をすると、PFIのほうがDBOと比較し0.2%程度(41百万円程度)大きい結果となった。

7.2. 定性的な評価

DBOとPFIは、新共同調理場の整備等を一括して民間へ委ねる手法であるが、資金調達や契約形態等で違いがある。

それらを次の6つの視点で評価をすると、次のとおりとなる。

今回の事業は、市の限られた財政状況のなか、令和6年度中の供用開始に向けた円滑な事業推進が求められるとともに、15,000 食/日規模の大規模な新共同調理場における長期にわたる安定的な給食提供についても求められることを考慮すると、市の財政負担の軽減以外の定性的な面においても、PFIのほうが優位と評価した。

視点1 令和6年9月からの供用開始

中学校の完全給食の早期実現に向け、令和6年9月からの新共同調理場の供用開始が可能か

視点2 財政支出の平準化

市の財政支出の平準化が期待できるか

視点3 円滑な事業推進

令和6年度中の供用開始を目指す限られた期間のなかで、円滑な事業推進に向けて懸念がないか

視点4 リスク発生時の円滑な対応

調理設備の不具合や異物混入等が発生した場合においても、事業者による円滑な対応に懸念がないか

視点5 学校給食事業の継続

15 年程度の長期にわたり、安定的な給食提供に資する仕組みが存在するか

視点6 競争原理の実現

複数の民間企業が応札し、事業費の低減や安全でおいしい給食の提供等に資する技術提案を競い合う 競争環境が期待できるか

図表23 定性的な評価

ΕΛ	図表23 定性的な評価 						
区分	DBO	PFI					
視点 1	最短で令和6年9月からの供用開始	最短で令和6年9月からの供用開始は可					
令和6年9月からの	は可能と考えられる。	能と考えられる。ただし、事業用地の造					
供用開始		成に伴う許可申請に要否によっては、き					
		わめて厳しいスケジュールとなる。					
	【】可能	【 】可能だが懸念あり					
視点 2	資金調達は従来と同様に市が担うこ	従来であれば一般財源で調達すべき費用					
財政支出の平準化	とから、一般財源で調達すべき費用	(12 億円程度)に民間資金を活用する					
	(12 億円程度) は一括して調達す	ことにより、15 年程度の事業期間にわ					
	る必要があり、財政支出の平準化は	たる平準化が期待できる					
	期待できない	<u> </u>					
	 【×】平準化はできない	【 】平準化ができる					
視点 3	PFIと異なり根拠法が不明確であ	事業者の募集選定手続きや、事業者と締					
円滑な事業推進	る。事業者の募集選定手続きや、事	結する契約の構成等は、PFI法や各種					
	業者と締結する契約の構成や条文等	ガイドライン等の規定に基づき、整理す					
	 について、案件毎に整理する必要が	ることができる。					
	あり、庁内手続きに時間を要する懸	-					
	念が残る。						
	【×】根拠法が不明確	【 】根拠法が明確					
視点4	市との契約の相手方は、設計・建設	市との契約の相手方は民間事業者1社の					
リスク発生時の円滑	企業と維持管理・調理等企業等に区	みとなる。調理設備の不具合や異物混入					
な対応	分される。調理設備の不具合や異物	等が発生した場合においても、事業者リ					
	混入等が発生した場合、設計・建設	スクと規定したものについては、DBO					
	企業と維持管理調理企業の責任の所	のように、円滑な対応に懸念が生じる余					
	在が不明瞭になる場合があり、円滑						
	な対応に懸念が生じる余地がある。						
	【×】責任の所在が不明瞭	【 】責任の所在が明瞭					
 視点 5	給食調理企業等の経営状況の悪化等	ー 給食調理企業等の経営破綻等が悪化した					
学校給食事業の継続	により、給食提供の継続が困難な状	場合は、PFI事業契約は継続したま					
	況になった場合は、 <u>従来どおり</u> 、市	ま、給食調理企業等を変更するなど、事					
	が代替企業を選定し、契約手続きを	業者へ資金を融資した金融機関による事					
	行う必要がある。給食提供の継続に	業継続への関与が期待できる。					
	懸念が生じる余地がある。	<u> </u>					
	【×】新たな仕組みはない	【 】金融機関による監視機能あり					
視点 6	資金調達や事業収支等の提案が不要	資金調達や事業収支等の提案が必要とな					
競争原理の実現	であることから、PFIと比較する	り、DBOと比較すると主体的に参画可					
	と民間企業は参画しやすい手法とい	能な民間企業は一般的に限定されるが、					
	われているが、新共同調理場は規模	左と同様の理由により、DBOと大きな					
	が大きく、供用開始までのスケジュ	差はないと考えられる。					
	ールもタイトであることから、主体						
	的に参画可能な民間企業は、同規模						
	の共同調理場の実績を有する大手企						
	業に限定され、PFIと大きな差は						
	来にRCEC1に <u>「「「こべらは左は</u> ないと考えられる。						
	<u>ない</u> と考えられる。 	【 - 】DBOと差はない					
	L A I I I CERAVI	1 10000年成長1					

7.3. 総合評価

定量的評価及び定性的評価を受け、次の5点に基づき総合的に評価を行った結果、新共同調理場の整備等に最適な手法は、PFIであると評価する。

1 財政負担額の削減(VFMの発現)

市の財政負担見込額の5%程度(956百万円程度)の削減効果が見込まれる。入札時の競争環境によっては、削減効果の更なる拡大も期待できる。

2 令和6年9月の供用開始

最短で令和6年9月からの供用開始は可能と考えられる。

令和3年度当初から余裕のないスケジュールが続き、さらに、事業用地の造成に伴う許可申請の要否によっては、きわめて厳しいスケジュールとはなるが、実現は可能と考える。

3 財政支出の平準化

新共同調理場の整備費のうち、交付金と地方債の対象外となる 12 億円程度の費用について民間資金を充当し、15 年程度の維持管理・運営期間にわたり平準化して負担することが可能となる。

4 リスク発生時の円滑な対応

15 年程度の長期に及ぶ維持管理運営期間中には、調理設備の不具合や給食への異物混入等のリスクが生じることも想定される。PFIの場合は、新共同調理場の設計、建設、厨房機器の調達設置、調理、維持管理等を1本の契約で事業者へ委ねることから、それらのリスクは原則として事業者負担として明瞭となり、円滑な対応が期待できる。

5 民間事業者の参画

民間意向調査において、PFIを導入する場合においても 10 社が参加意欲有りと回答していることから、複数の民間事業者の参画による競争環境が整うと考えられる。

8. 事業スケジュールと今後の課題

8.1. 事業スケジュール

PFIを導入する場合の新共同調理場の供用開始までのスケジュールは次のとおりである。

PFI法に基づく事業者の募集・選定手続きや、設計・建設等の期間を考慮すると、新共同調理場の供用 開始時期は、最短で令和6年9月となる。

参考として、事業用地の造成に伴い、都市計画法第 29 条の開発許可が適用される場合のスケジュールも整理した。新共同調理場の整備等にあたっては、事業予定地の一定高さ以上の盛土を想定していることから、建設企業への工事の発注者が事業者となる P F I 事業の場合、特定行政庁(建築主事)の判断によっては、開発許可の適用対象となり、開発の審査に 1 か月からそれ以上の期間を要し、また工事後の確認期間も要することになる。

その場合、当初からの余裕のないスケジュールであることから、令和6年9月からの供用開始は極めて困難になると考えられる。

区分	内容	PFIの場合	【参考】開発許可が 適用される場合
	実施方針等の公表	令和3年4月	同左
	事業費に係る債務負担行為設定の議決	令和3年6月	同左
	入札公告	令和3年6月	同左
事業者の募集選 定・契約締結	入札・提案書の受付	令和3年10月	同左
	落札者の決定	令和3年11月	同左
	仮契約の締結	令和4年1月	同左
	契約締結に係る議決(本契約)	令和4年3月	同左
	設計・建設	~令和6年7月	~令和6年8月以降
 設計・建設等	開業準備	~令和6年8月	1 ~ 2か月程度
	供用開始	令和6年9月 (夏休み明けから)	令和6年9月からの 供用開始は困難

図表24 事業スケジュール(案)

8.2. 今後の課題

新共同調理場の供用に向けた主な検討課題は次のとおりである。

(1) 円滑な事業推進

PFIの導入にあたっては、実施方針の公表や特定事業の選定等のPFI法に基づく手続き、債務負担行為の設定時や事業者との契約締結の議決、外部の有識者による入札説明書等や事業提案書の審査など、多くの手続きを経る必要がある。

また、事業用地は、ハザードマップにおいて浸水想定区域に指定されており、その対策として、1.5 メートル程度の事業用地の盛土対策が想定されている。

今後の事業推進にあたっては、供用開始までの確実な工程管理を継続するとともに、新共同調理場の令和6年度中の早期供用開始を実現するためには、事業用地の造成工事を円滑に進めるための手続きの整理が必要である。

(2) 学識経験者を含む委員会の設置

PFIの事業者の選定にあたっては、「地方公共団体におけるPFI 事業について」(自治事務次官通知)では、価格のみならず、維持管理の水準、民間事業者の技術的能力等を総合的に評価して民間事業者を選定する「総合評価一般競争入札方式」を基本としている。

地方公共団体が総合評価一般競争入札方式を実施する場合、地方自治法施行令(第167条の10の2)の規定において、予め落札者決定基準を定める必要があり、落札者決定基準を定めるにあたっては、2名以上の学識経験者の意見を聴取する必要があるとされていることから、事業者の選定方式を決定するとともに、学識経験者を含む委員会等を設置する必要がある。

(3) 事業者の参画促進

近年のPFI事業においては、1社入札や入札不調となる事業も散見される。

入札時の競争原理によるコスト削減や給食提供に係る多様な民間提案を引き出すためには、入札参加者が余裕をもって提案準備が可能となるスケジュール設定、関連資料の早期公表、入札参加予定者との対面式での質疑回答など、民間企業が参画しやすい事業環境を整え、民間企業の参画を促す環境づくりが必要である。

特に、新共同調理場は提供食数が 15,000 食/日と大きく、供用開始までのスケジュールもタイトであることから、民間企業の参画意欲の向上のためには、早期の情報開示と余裕のあるスケジュール設定に留意すべきである。

(4) 学校との連携

新共同調理場の整理と併せて、給食を受け入れる中学校側の施設整備を並行して行う予定であるが、受入・配膳室の整備や昇降設備等の施設整備だけでなく、給食の受入時間や校内での配膳・下膳の方法などの運用面についても調整を進め、PFIで実施することになる配膳業務の条件として反映する必要がある。